

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 8 月末頃に勤務先を退職したときには、A 市で国民年金への加入手続きをしていなかったため、54 年 10 月中旬頃に B 市で転入届を提出したときに、国民年金に再加入の手続きをし、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を作成してもらい、約 2 万円を納付した。

また、その後、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの過年度保険料の納付書が送られてきたので、同年 5 月 15 日に納付した。申立期間の保険料が未納ならば、時効前なので一緒に納付書が送られてくるはずで、2 枚納付書が送られてきて 1 枚しか納付しないことは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 10 月中旬頃に B 市で転入届を提出した際に、国民年金に再加入し、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を作成してもらって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳の記録から 54 年 10 月 15 日に B 市に転入していることが推認できる上、当該時期において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人が保管していた昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの保険料の領収証書を見ると、住所欄に「B 市」と印刷されていることから、当時、B 市の国民年金担当窓口には、過年度保険料の納付書が備え付けられていたことが推認できる上、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き保

険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 8 月については、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金の被保険者資格の再取得日は、当初、「昭和 53 年 9 月 1 日」と記録されていたところ、平成 7 年 9 月 21 日に「昭和 53 年 8 月 26 日」に訂正されていることが確認できることから、当時、53 年 8 月は未加入期間で、制度上、保険料を納付できない期間である上、申立人が納付したと主張する保険料額も 53 年 9 月から 54 年 3 月までの 7 か月分の保険料額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 21 日から 36 年 10 月 7 日まで

私は、日本年金機構から、脱退手当金支給前の厚生年金保険の記録について脱退手当金の支給が有るものと無いものがあるとして、確認はがきを受け取ったが、当時、脱退手当金の受給手続はしていないし、受け取ってもいないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 37 年 9 月 3 日に支給決定されており、申立人の資格喪失日の 4 日後の 36 年 10 月 11 日に資格喪失している同僚二人は、脱退手当金の支給決定日が資格喪失日から約 1 か月後の同年 11 月 27 日であることを踏まえると、申立人については、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 36 年 12 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、支給決定日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、2回の被保険者期間のうち、最初の15か月間の被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間当時は学生であり、国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与していないが、母親が国民年金の加入手続をした上、毎年 4 月に 1 年分の保険料を前納してくれた。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入被保険者の資格の取得日から、平成 2 年 4 月頃払い出されたことが推認でき、申立人は、同年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母親は、申立期間における申立人の保険料納付等に係る具体的な状況を記憶していない。

加えて、申立期間は 48 か月間であるところ、町役場及び社会保険事務所（当時）において、納付記録が継続して欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年12月まで

私が20歳になったとき母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の私の国民年金保険料は、私が婚姻するまでは母親が毎月自治会の集金人に納付してくれ、婚姻後は私が納付した。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格の取得日から、昭和53年1月頃払い出されたことが推認でき、申立人は、同年1月6日に国民年金の任意加入で被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母親は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況等を確認することはできない。

加えて、申立期間は72か月間であるところ、市役所及び社会保険事務所（当時）において、納付記録が継続して欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から15年6月まで

私は、申立期間について、母親に国民年金保険料の免除申請手続きをしてもらったのに、保険料が免除とされておらず、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きに直接関与しておらず、申立人が、申立人の免除申請手続きを行ったとする申立人の母親は、申立人の申立期間の免除申請手続きの内容について全く記憶していないほか、申立人の免除申請することを忘れていたと思うと供述している。

また、申立人も申立期間の保険料納付に係る催告状が届いた際、免除申請の承認状況を確認することなく、催告状に従わなかったと供述しており、申立人自身が、当時、免除申請が承認されたことを確認した形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の免除申請手続きを行ったことを示す関連資料は無い上、オンライン記録により、申立人は、平成18年6月15日に申立期間中の14年7月及び同年8月分の保険料を納付し、それが時効成立後の納付であったため還付されていることが確認できることから、当該納付時点では、申立人は申立期間を免除申請期間と認識していなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 5 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 59 年 12 月 15 日から 60 年 3 月 23 日まで

私は、申立期間①について、A 県 B 学校で、申立期間②について、同 C 学校で、それぞれ臨時的任用職員の学校主事として勤務した。

申立期間①及び②において厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 県教育委員会発行の在職証明書及び A 県教育委員会が提出した人事異動通知書から、申立人は、申立期間①及び②において、A 県 D 教育事務所（現在は、A 県教育庁）に臨時的任用職員として採用され、申立期間①については B 学校で、申立期間②については C 学校で、それぞれ学校主事として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 県教育庁は、「申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除については、資料が無く不明であるが、A 県下の各教育事務所において臨時的任用教職員を厚生年金保険に加入させる統一的な取扱いとしたのは、昭和 61 年度又は 62 年度以降であると考えられ、申立期間①及び②当時、臨時的任用教職員の厚生年金保険への加入は、各教育事務所によって取扱いが異なっていたと思われる。」と回答している。

また、申立期間当時の A 県 D 教育事務所における複数の事務担当者は、「申立期間①及び②は、臨時的任用教職員の厚生年金保険への加入について統一的な取扱いがなされる前であり、1 年又は半年以上の任用期間があ

る者や希望者などに限って厚生年金保険の加入手続及び保険料控除を行っていたと思う。」と供述しているところ、同教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 59 年度に被保険者資格を取得している同僚の全員が 6 か月以上の被保険者期間を有していることが確認できることなどから、申立期間①及び②当時、同教育事務所においては、臨時的任用教職員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立期間①及び②において、A 県 D 教育事務所に係る申立人の被保険者原票は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶を有しておらず、ほかに申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 2 日から 44 年 2 月 1 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 8 月 3 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 2 日から 52 年 8 月 3 日まで A 所有の B 丸及び C 丸に継続して乗り込んでいたにもかかわらず、船員保険被保険者資格の取得日は 44 年 2 月 1 日、同資格の喪失日は 51 年 4 月 1 日と記録されている。

私が所持している船員手帳により、申立期間①については、B 丸において、申立期間②については、C 丸において雇入れされている記録があり、給与から船員保険料が控除されていたので、申立期間①及び②について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚の供述から、申立人は、A 所有の B 丸において雇入れされていたことが確認できる。

しかし、適用船舶所有者名簿によると、船舶所有者 A が船員保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 2 月 1 日であり、申立期間①において、A 所有の B 丸は、船員保険の適用船舶ではなかったことがうかがわれ、申立期間①当時、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録において、被保険者記録が確認できる者もない。

また、船舶所有者は既に死亡しており、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる供述を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚の供述から、申立人は、A所有のC丸において雇入れされていたことが確認できる。

しかし、適用船舶所有者名簿によると、船舶所有者Aは昭和51年4月1日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②において、A所有のC丸は、船員保険の適用船舶ではなかったことがうかがわれ、申立期間②当時、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録において、被保険者記録が確認できる者もない。

また、申立船舶に申立人と一緒に乗り込んでいたとする同僚は、「私は、A所有のC丸に乗り込んで船員保険に加入していたが、乗船中に船舶所有者から、「船員保険料が多額のため、国民年金に加入してほしい。」と言われたので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同人は昭和51年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人自身も、昭和51年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、52年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、船舶所有者は既に死亡しており、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる供述を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。